

質問		回答
1	申請の受付はいつから開始するのか。	令和6年4月8日（月）から開始します。 なお、受付開始前に郵送で届いた申請書類については、無効とさせていただきます。
2	申請方法はどのような形になるのか。	電子申請、郵送又は窓口持参（区役所第二分庁舎分館横相談窓口）での申請となります。 申請書は、区ホームページでダウンロードできるほか、各特別出張所などにも配架します。
3	申請に必要な書類を教えてください。	申請書のほか、次の①から③の書類の写しの提出が必要です。 ①運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類 ②「購入日、購入店名、メーカー、品番（商品名）、購入金額」の記載されたヘルメットの領収書またはレシート ③通帳、キャッシュカードなど振込先口座がわかるもの
4	領収書やレシートに、メーカーや品番の記載がないがどうすればよいか。	上記3②の内容を補完できる資料として、次の資料のいずれか又は両方をご提出ください。 ・保証書や取扱説明書の該当ページの写し ・ヘルメットの外見、又は内側に記載されている製品情報を明瞭に撮影した写真
5	メーカーと品番がどうしても確認できない。	上記4の方法でも確認が困難な場合は、申請書には「不明」の記載で構いません。 ただし、安全性の認証の確認は必要になるため、所定の基準が確認できない場合は助成対象外となります。
6	領収書を失くしてしまいました。	令和4年12月23日以降に購入したヘルメットであれば、ヘルメットの現物を専用窓口を持参いただき、安全性の認証の確認ができ、申請内容と相違ないものと認められれば受付を行います。 また、専用窓口にお越しの際は、保証書や取扱説明書もあれば持参ください。
7	区外の店舗や、インターネットで購入しても良いか。	必要書類として、レシートや領収書等、上記3②を確認できる書類が必要となりますので、同書類が出る店舗であれば可能です。 ※請求書・適格請求書、支払明細書、注文書、納品書は認められません。
8	ヘルメットと一緒に他のものも購入した領収書を添付書類としてよいか。	レシートや領収書等の明細から、ヘルメット単体の購入価格が分かるようであれば、添付書類としてお使いいただけます。
9	ポイントやクーポンを使用した場合、助成額はどうか。	ポイントやクーポン利用分を購入費用から差し引いた実際の負担額で助成額の決定がされます。なお、ポイント・クーポン使用の有無は領収書等の添付書類より確認をいたします。

質問	回答
10 クーポンや金券で購入した場合は、助成金の対象になるのか。	クーポン、クレジットカード会社等から賦与されたポイント、金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払いは認められません。
11 フリーマーケット等のサイトや個人間の売買で購入したヘルメットも対象になるか。	対象外です。新品の自転車用ヘルメットが対象となります。
12 新宿区に転居予定だが、現在の自治体でヘルメットの助成を受けた場合は対象となるか。	既に他自治体で助成の交付を受けた方については、新宿区での助成は対象外です。
13 東京都も助成すると聞いたが。	東京都は区民の方に直接助成をするわけではなく、助成を実施する自治体に対して支援をする仕組みとなっています。（1個当たり上限1,000円）
14 振込方法は。	口座振込のみとなります。
15 振込までどれくらいの時間がかかるのか。	申請内容を確認して不足などがなければ、原則として申請月の翌月下旬ごろに指定の口座に振込を行う予定です。 なお、受付開始直後は多くの申請があることが想定されますので、振込が遅れることもありますがご理解ください。
16 領収書のただし書きはどうすればよいか。	「自転車用ヘルメット代」としてください。
17 レシート（又は領収書）の商品名に「自転車用ヘルメット」と記載がないがどうすればよいか。	次の場合にに応じて手続きをしてください。 【「自転車用品」「サイクルパーツ」など、商品名からヘルメットと類推可能な場合】 レシートに手書きで「自転車用ヘルメット」と補記してください。 【「部門」「ブランド」「パーツ」など、商品名からヘルメットと類推困難な場合】 レシートに手書きで「自転車用ヘルメット」と補記するとともに、保証書または取扱説明書のコピーをご提出ください。 ※明らかに商品名が異なる場合は自転車用ヘルメットの購入とは認められません。

質問		回答
18	領収書のあて名はどうすればよいか。	「申請者の氏名」としてください。 家族分をまとめて購入した場合は、手書きで下記の例のとおり内訳を補記してください。 例：夫（←領収書のあて名の方から見た続き柄）、新宿太郎（←氏名）分、△△円（←購入金額）を合わせて購入 ※複数人いる場合は、同様に記載をしてください。 ※申請者と親族関係等のない第三者があて名の領収書は認められません。
19	家族で複数個購入した場合のレシートは1枚で足りるのか。	購入個数のほか、購入日、購入店名、メーカー、品番（商品名）、購入金額（ヘルメットの合計額が記載されていて内訳が確認できない場合は、手書きで内訳を補記してください。）の確認ができれば、1枚のレシートのみで差し支えありません。
20	通販で購入した場合に送料がかかる場合は、購入価格に含めてよいか。	送料は対象外です。自転車用ヘルメット本体分のみが対象となります。